

国不建推第35号
国不建振第92号
国官参建第52号
令和8年8月3日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官（建設人材・資材）
（公印省略）

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期において、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となります。発注者と受注者間の契約の適正化を図ることは、元請下請間や建設業者・資材業者間の取引をはじめ、建設業のサプライチェーン全体における価格転嫁に資することから、大変重要です。

国土交通省が決定・公表した、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価は、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映した結果、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で4.5%上昇し、14年連続の引上げとなりました。

建設業界の共通の課題である担い手の確保のためにも、技能者の処遇改善が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となります。このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、最新の公共工事設計労務単価の水準等を踏まえた適正な労務費による請負契約を行い、技能者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要となり、そのためにも、見積の作成や価格交渉を行う際には、公共工事設計労務単価に併せて改訂された最新の基準値等を用いて、適正な労務費を確保することが求められます。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と受注者の関係において、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代

金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）第 31 条（請負代金額の変更）及び第 30 条（工事又は工期の変更等）（電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）及び第 22 条（受注者の請求による工期の延長））を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

また、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号）により委託事業者は、中小受託事業者への代金の支払について、手形を交付することが禁止されていること、「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準において、銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされていること、「サプライチェーン全体での支払の適正化について」（令和 7 年 10 月 28 日 20251024 中庁第 1 号・公取企第 405 号）」において、建設工事など発注から納品までの期間が長期にわたる取引は、発注者は支払の適正化や前払・期中払比率を高める等支払条件の改善に努めることとされていることなどに留意し、支払手段の適正化に取り組まれるようよろしくお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組を徹底していただくよう周知方よろしくお願いします。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1/2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（今年度の夏期分は令和8年8月3日発出）

通達の概要

（１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 下請代金は材料費等に加え、一般管理費、建設副産物の運搬や処理に要する費用等必要な諸経費を適切に考慮し設定
- 建設業法第20条第1項の規定により、材料費等を内訳明示した材料費等記載見積書の作成に努める

（２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の変更の算定方法に関する定めを契約書面に記載
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知し、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- CCUS登録事業者を下請負人として選定することを推奨、社会保険加入状況の確認にCCUSを活用
- 元請負人は一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人は材料費等を適切に反映した請負代金で一人親方と書面にて契約を行うことを徹底

（４）通常必要と認められる材料費等の確保

- 建設業法第20条第2項に規定する「通常必要と認められる材料費等の額」の適正な確保
- 契約の相手方の選定には建設技能者を大切する自主宣言制度（愛称：職人いきいき宣言）の宣言企業であることを可能な限り考慮

- 雇用する技能者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の適正な水準の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費の事業主負担分や材料費、労務費等の内訳明示することとされている建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者それぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行為を行う
- 「労務費に関する基準」が目指す商慣行を定着させるため、建設工事の取引に関わる全ての当事者がパートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たすとともに、責任ある行動をとる

（５）建退共制度の適正履行の確保

- 元請負人は建退共制度の掛金を確保する取組を推進する等、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共電子申請専用サイトのリニューアル・CCUSとの自動連携機能の実装に伴い、事務負担の軽減、確実な掛金納付の実施につながるCCUSと連携した電子ポイント方式の積極的な活用
- 令和8年4月以降の国交省直轄工事にて、原則、電子申請方式を用いて掛金納付を実施することが「指摘事項」に定められていることに留意

（６）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面による契約締結の徹底
- 取引において立場が強い元請負人から適切な内容の契約書面を提示することが望ましい

（７）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないような工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重
- 業務の繁閑が大きい場合は労使協定により1年単位の変形労働時間制を導入し、労働時間を柔軟に設定することが可能

通達の概要

（８）施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

（９）検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

（１０）適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 取適法により、中小受託事業者に対する製造委託等の代金の支払いにおいて、手形の交付が禁止されていることに留意
- 振興基準において、銀行口座への振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないとされていることに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止の徹底

（１１）下請負人への配慮等

- 元請負人は全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えないよう十分配慮
- 特定建設業者は、下請負人による技能者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮
- 下請負人を「協力会社」等と呼称されているが、取適法において「下請」等の用語の見直しが行われたことに留意

（１２）技能者への適正な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（14年連続）等を踏まえ、技能者に対する適正な賃金を支払われるよう最大限努める
- 令和8年3月19日の建設業者団体との賃上げ等に関する意見交換会において、技能者の賃上げについて「おおむね6%の上昇」を目標とすることを申し合わせ
- 「労務費に関する基準」において適正な賃金として「CCUSレベル別年収」が位置づけられており、目標値が個々の技能者に支払われるよう努める
- 個々の取引において技能者に適正な賃金が支払われるよう、請負契約の締結にあたり、コミットメント条項を積極的に導入

（１３）免税事業者等との適正な取引

- 元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為等は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定

（１４）国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

（１５）「駆け込みホットライン」等の周知

- 「駆け込みホットライン」にて受け付けた情報は、建設Gメンによる調査を行う際の端緒情報や許可行政庁への情報提供に利用
- 時間や場所を問わず通報が可能な情報収集フォームによる受け付けや、通報者が秘匿を希望する場合には、通報者が特定されないための調査方法等の工夫などの運用

（１６）建設工事の関係者への配慮

- 建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮を徹底し、サプライチェーン全体で共存共栄・互恵的な取引関係の構築を目指すこと
- 取適法により手形の交付が禁止されていること、振興基準により銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされていることに十分留意